

体験型教育旅行等

安全管理マニュアル



やましろ体験交流協議会

〒740-0724

山口県岩国市錦町広瀬12-8

TEL 0827-72-3910

目 次

第1章 事業計画・事前準備までの安全対策	1
1 計画段階における安全対策	1
2 事前準備段階における安全対策	1
(1) 実施踏査について	1
① 安全な体験場所の選定	
② 危険箇所の把握	
③ 病院・消防署・警察署等緊急連絡先の把握	
(2) 計画段階での見直し	1
(3) 指導体制・組織及び指導者等関係者への安全研修について	1
<<体験現場での安全管理体制図>>	2
<<民泊家庭での安全管理体制図>>	
(4) 参加者（学校等）及び保護者への事前説明について	3
① 参加者への安全教育	
② 保護者への説明	
(5) スタッフに対する指導	3
① 役割分担とコミュニケーション	
② 危険に対する意識づけ	
③ 危険箇所の再確認	
(6) 体験用具・装備	3
(7) 保険の加入	4～5
第2章 事業実施中の安全対策	6
1 事業実施段階における安全対策	6
(1) 体験会場（現地）での再確認	6
① 気象状況の把握	
② 危険箇所の再確認	
③ 救急用具等の再確認	
(2) 参加者の状況把握	6
① 参加者数の確認	
② 参加者の健康状態の把握	
③ 服装の確認	
④ 移動中の安全確認	
(3) 参加者への安全教育	6
① ルールとマナー	
② 安全に対する意識づけ	
③ 自己責任の意識づけ	
第3章 家業体験時における安全対策	7
1 農林業体験での安全対策	7
(1) 体験作業中の事故対策	7
① 農具や農機具の使用法の指導	
② 使用する農機具の制限	
③ 体験活動における留意事項	7
2 調理体験での安全対策	7
(1) 食品衛生に関する事故対策	7
① 食中毒への防止対策	
② 食物アレルギーへの防止対策	
第4章 民泊体験に付随する危険と安全対策	8
1 自動車運転時等における安全対策	8
(1) 送迎用自動車の運転について	
(2) 自動車保険について	

(3) その他留意事項	8
2 個人情報の取り扱いについて	8
3 火災と自然災害における安全対策	8
4 民泊家庭周辺の危険箇所について	8
第4章 動植物の危険・体験活動場所別の危険と安全対策	9
1 動植物等による危険への対応	9
① スズメバチ	
② 毒ヘビ	
③ 毒キノコ	
④ ウルシ（漆）	
2 体験活動場所による危険への対応	9
(1) 川での体験活動における危険への対応	9
① 体験活動範囲について	
② 増水について	
③ 必要な用具・装備等	
④ 各種体験別の注意点	
ア. 水泳・水遊び	
イ. カヌー・ボート・いかだ体験	
(2) 海での体験活動における危険への対応	10
① 体験活動範囲について	
② 監視体制について	
③ 必要な用具・装備等	
④ 各種体験別の注意点	
⑤ 参加者側の注意点	
(3) 山での体験活動における危険への対応	10
① 体験活動範囲について	
② 指導体制について	
③ 必要な用具・装備等	
④ 体験活動の注意点	
(4) 屋内施設等での体験活動における危険への対応	11
① 火事への対応	
② けが等への対応	
③ 防犯への対応	11
④ 物の紛失や破損への対応	
第6章 事業終了時の安全対策	12
1 体験活動終了時の安全確認	12
(1) 終了後の安全確認	
(2) 参加者の健康状態を確認	
(3) 備品等の確認	
2 事業完了後の評価	12
(1) 事業に対する評価	
(2) スタッフ等に対する評価	
第7章 事故が起きたときの対応	13
1 事故への対応	13
(1) 緊急対策マニュアル	
① 緊急時の体制について	
緊急時の安全管理体制組織図	
② 緊急時の対応について	13
応急処置（例）及び緊急時の対応手順	14~16

第1章 事業計画・事前準備までの安全対策

1 計画段階における安全対策

計画段階においては、事業等の目的や趣旨を明確化するとともに、安全意識をもって、時期、場所、プログラム内容、対象者、指導体制等について検討する。

天候や交通事情等、突発的な問題が発生した場合による計画変更にも対応できるよう、代替プログラムを用意しておく必要がある。代替プログラムは、安全管理が不十分になりやすいため、活動に無理が生じない計画を立案するよう、特に注意する。

2 事前準備段階における安全対策

(1) 実施踏査について

事前の下見は、指導者及び関係者で行い、活動場所・危険箇所・地域特有の自然現象等を把握しておく。また、メインの活動場所だけでなく、移動コースや休憩場所、活動範囲外となる周囲の状況も対象とする。参加できない指導者及び関係者がいる場合には、後日、各種情報について説明することとし、必ず全員で共有する。

① 安全な体験場所の選定

活動場所が、目的や体験内容に合致しているか、また、予定している参加者の人数、年齢、体力、能力等に合うものかどうか見極めを行い、適切な体験場所を選定する。

② 危険箇所の把握

参加者にとっては初めての場所であり、参加者の目線を意識して危険箇所をチェックする。見ただけでは発見できない危険箇所等については、地元の人に聞くなど、より多くの情報収集も必要である。また、危険箇所の把握に加え、体験当日の活動範囲や悪天候時の緊急避難場所、避難ルートも併せてチェックしておく。

③ 病院・消防署・警察署・ダム事務所・その他関係機関等の緊急連絡先の把握

万が一のために、体験場所周辺の病院、消防署、警察署、ダム事務所、その他関係機関等の連絡先を把握し、緊急連絡先一覧を作成しておく。同時に、連絡方法や運搬手段、体験場所からの所要時間も併せてチェックしておく。

さらに、携帯電話の電波状態等についてもチェックし、携帯電話が通じない場所がある場合には、無線機等を準備し、連絡体制を整えておく。

(2) 計画段階での見直し

下見を行ったことで、計画段階では気づけなかった危険箇所や安全対策が出てくる場合には、計画を見直す。

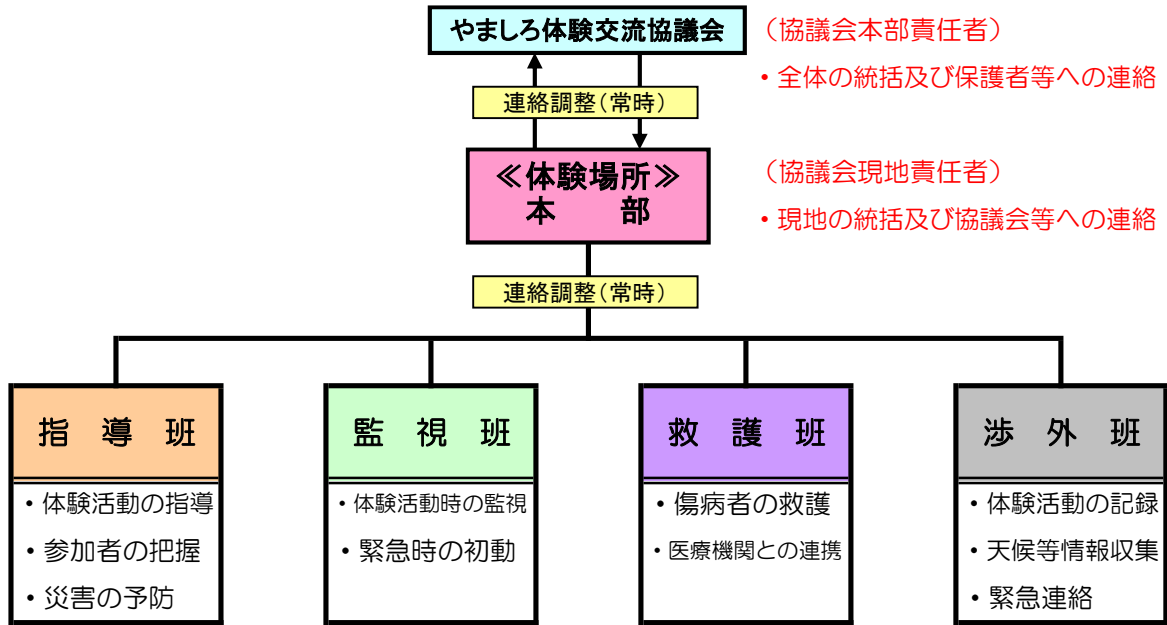
(3) 指導体制・組織及び指導者等関係者への安全研修について

体験内容や場所の状況に合わせて、必要な体制や指導者の技量、人数を決定する。

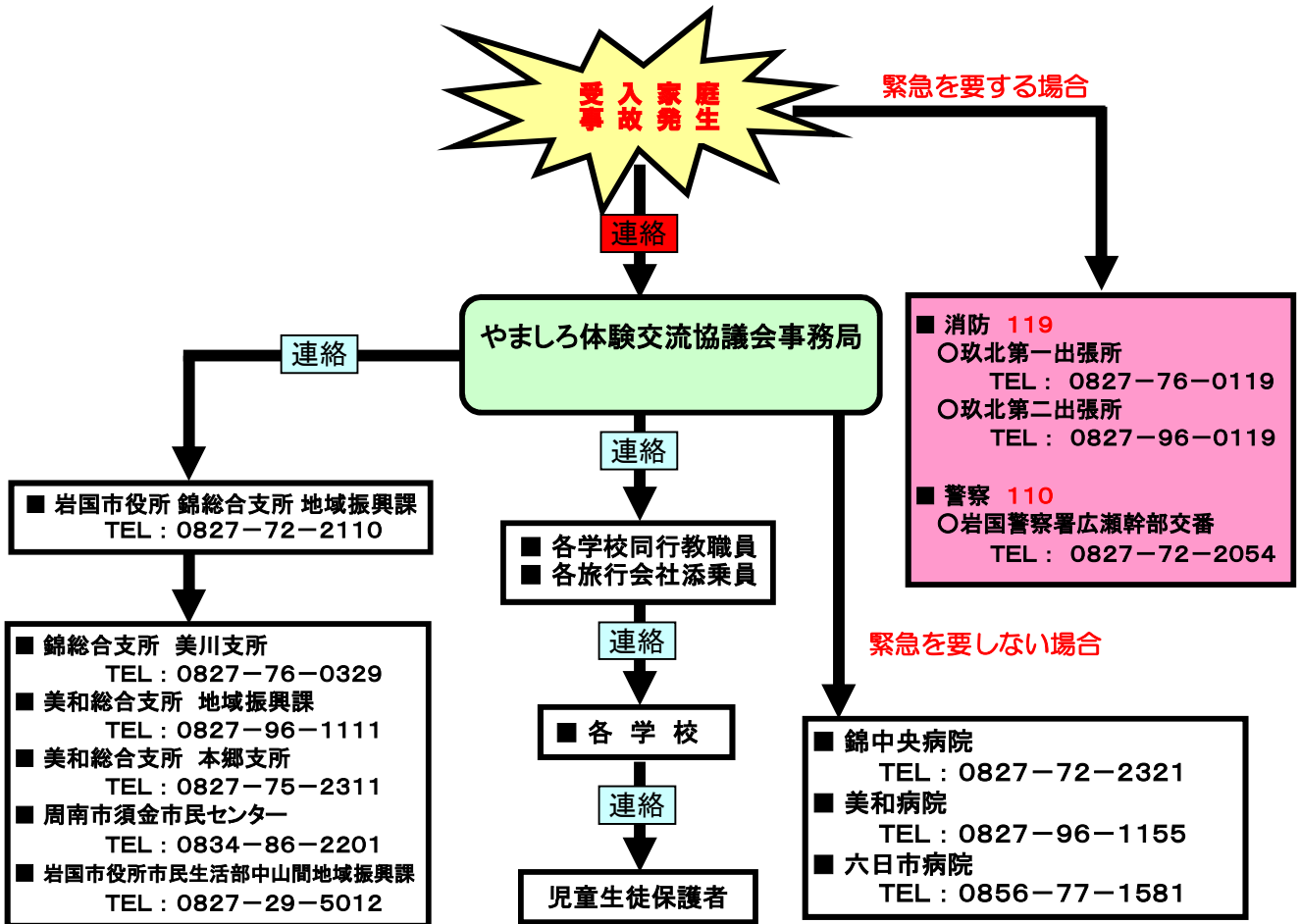
また、事業の実施にあたっては、指導者及び関係者の役割分担を明確にし、消防、警察等との連携を図る。

指導者・スタッフ等関係者は、安全管理に必要な知識や技術を身につけておく必要があるため、安全研修や講習会等を開催し、安全に対する意識づけを行う。

《体験現場での安全管理体制図》



《民泊家庭での安全管理体制図》



(4) 参加者（学校等）への事前説明について

事前説明では、体験活動等の目的・日程・プログラム内容、持ち物・服装、指導体制、緊急時の対応、保険等について、参加者（学校等）へ説明を行う。

① 参加者への安全教育

集団活動の規範・約束事、及び各種道具の扱い方にいたるまで、安全確保のためのルールやマナーを遵守するよう徹底する。

また、体験活動の多くは、非日常的な自然環境の中で行われ、日常的に予想される危険とはかなり異なるため、安全に対する意識を高めるよう指導する。

② 保護者への説明

各家庭においても、体験場所での安全に十分気をつけることを言い聞かせることを、学校を通じて依頼する。

また、保護者には、体験の内容等を理解し、同意した上で参加させる責任があることを説明する。さらに、参加に際して子どもの持病や食事制限、アレルギー等の情報（個人調査票）を報告する必要があることも説明する。

(5) スタッフに対する指導

① 役割分担とコミュニケーション

ミーティング等を通じて、役割分担を明確にし、コミュニケーションが十分とれるように心掛ける。

② 危険に対する意識づけ

体験活動中に想定される危険には、下記のようなものがある。

- ・熱中症や日射病
- ・動植物（クマ、ヘビ、ハチ、ダニ等）
- ・気象条件（天候の急変、落雷、台風、洪水等）
- ・地理的条件（落石、急斜面、岩場、尾根、山頂等）
- ・水的条件（水温、水深、水流、低体温等）
- ・用具の操作（切り傷、やけど、刺し傷等）
- ・健康状態・衛生管理（発熱、下痢、食中毒等）

このほかにも、想定される危険はたくさんあると思われるが、あらゆる危険について、スタッフで話し合い、危険に対する意識を高めるようにする。

③ 危険箇所の再確認

スタッフやその他関係者は、下見の際に情報収集した危険箇所等を、再度確認して把握しておく。

(6) 体験用具・装備

主催者側が準備する用具・装備（ライフジャケット・ウェットスーツ・リバースシューズ・ヘルメット等）については、参加者に適したものであるか点検をしておく。

緊急用の用具や装備（浮き輪・レスキューロープ・ホイッスル・トランシーバー・無線等）、救急箱、AED等も準備し、使用方法についても熟知しておく。

(7) 保険の加入

民泊家庭及び指導者等の過失により事故が起きた場合、民泊家庭及び指導者等が法的な責任を負うだけでなく、協議会も主催者として法的な責任を負う可能性がある。実際に子どもたちと直接接するのは民泊家庭であり、また、各種体験活動の指導者で、基本的には、協議会事務局で事故が起きるのではなく、「現場」で事故は起きる。傷害保険や賠償責任保険等へは、必ず加入しておく。

協議会が加入する保険契約内容				
やましろ体験交流協議会では、受入家庭のみなさまに安全で安心して受入れを行って頂くため、不測の事態が起こった場合に備え、下記の補償内容の保険に加入している。				
項 目			保険金額／対人	保険金額／対物
①	傷害・死亡後遺障害 ※1	1名	3,000万円 <small>(日帰り体験の場合) 200万円</small>	
②	傷害・入院保険日額 ※1	1名	5,000円 <small>(日帰り体験の場合) 2,000円</small>	
③	傷害・通院保険日額 ※1	1名	3,000円 <small>(日帰り体験の場合) 1,000円</small>	
④	受託物損害賠償責任保険 ※2	1事故		1,000万円
⑤	施設賠償責任保険 ※3	1名	7,000万円	7,000万円
	施設賠償責任保険 ※3	1事故	5億円	5億円
⑥	民泊・生産物賠償責任保険 ※4	1名	7,000万円	7,000万円
	民泊・生産物賠償責任保険 ※4	1事故	5億円	5億円

※1 傷害保険：体験プログラムに参加している間の事故によって生じた身体障害

※2 受託物損害賠償責任保険：体験・民泊施設が参加者から預かった財物の損壊

※3 施設賠償責任保険：体験・民泊施設の管理や体験指導等に起因する事故によって生じた身体障害・財物損壊

※4 民泊・生産物賠償責任保険：民泊先での飲食物に起因する食中毒事故等によって生じた身体障害・財物損壊

【参考資料】

- ①、②、③は参加者（生徒）が補償される損害保険。
参加者のみが対象（現状では教諭の方は対象外。ただし、含めることは可能）
民泊受入家庭&体験指導者の損害は、保険の対象外（参加者（生徒）のみが対象）
- ④、⑤、⑥は民泊受入家庭ならびに体験指導者を被保険者とする賠償責任保険。
この被保険者には事故発生時に責任を問われる可能性がある方々（協議会）も含まれる。
- ④は民泊および日帰り体験者の手荷物を建物等の保管施設内に保管している間、または、保管目的にしたがい保管施設外で管理している間に生じた預かり物の事故（損壊・紛失など）を補償（貨紙幣・貴金属は対象外）

- ⑤は民泊中の施設（受入家庭など）の欠陥やその建物の内外で行われる仕事の遂行に起因して生じた、対人・対物事故。日帰り体験などのイベントに起因して生じた対人・対物事故によって施設の所有者、管理者、主催者が負う法律上の賠償責任を担保。
- ⑥は上記施設の所有者、管理者ならびにイベント主催者が販売・提供する飲食物による損害賠償。（主に食中毒を想定）

●補足説明

- ④に該当する事故の場合は、預かった側にほぼ100%の過失があると考えられる。
- ⑤の場合においても、旅館ホテル業と同様に受け入れ側が責任を問われるケースがほとんどであるも、事故発生状況によっては、生徒側の過失を勘案して交渉にあたる場合もあり得る。
- ⑥の場合においても④と同様であるが、食物アレルギーのヒアリングにて未申告であったり、食中毒症状の発生時期により、受け入れ前の食事が原因と考えられる場合には、責任を負わない場合もある。

※保険による対物事故での賠償については時価額での賠償となるため、事故発生時の時価額を算出しますので、その金額を相手側に提示し了承頂く事となります。

せとうち損害保険事務所（東京海上日動火災保険）へ聞き取り（平成30年6月25日）

第2章 事業実施中の安全対策

1 事業実施段階における安全対策

(1) 体験会場（現地）での再確認

① 気象状況の把握

事前の情報収集による気象予報だけでなく、体験会場に到着したときには、最新の情報をラジオや携帯電話等で収集する。また、雷や集中豪雨による増水等、事前予報では把握できなかったことについても、その前兆を体験会場でいち早く把握する必要がある。

② 危険箇所の再確認

危険箇所について、下見の時の状況から変化はないか、体験会場の安全性、避難経路、危険な生物や不審者はいないか等、改めてスタッフ全員で確認する。特に、下見の時点から日数がたっていたり、状況が変わっていると思われる場合には、念入りに行く。

③ 救急用具等の再確認

各種体験の内容によって救急用具等は違ってくるが、必要最小限を用意する。不要なものは、重くなるだけでなく、いざという時に探すのに手間取ることにもなるため、再確認を必ず行う。

(2) 参加者の状況把握

① 参加者数の確認

各種活動すべての基本であり、指導者及びスタッフは責任をもって行う。

② 参加者の健康状態の把握

活動前には、参加者の健康状態について確認すること。参加者には、活動中、体調が悪くなった場合には必ず申し出るよう伝える。体調不良を訴えた場合は、その後の活動への無理な参加は控えさせる。

また、活動中の各時点でも確認を行い、体調変化等について、自己申告がしやすい雰囲気づくりも必要である。

③ 服装の確認

体験活動時の服装も、安全確保にとって必要であり、活動に適した服装を事前に参加者に指示しておくとともに、指導者及びスタッフは、実際の活動時にも確認する。

④ 移動中の安全確認

集合解散場所と体験活動場所との移動については、体験活動とは違った安全管理が必要である。徒歩や自動車、バス移動等、様々な移動手段があり、それに合わせた安全対策をとる必要がある。

(3) 参加者への安全教育

① ルールとマナー

集団行動における規範や約束事、各種道具の取り扱い等に至るまで、安全確保のためのルールやマナーを参加者が遵守するよう徹底する。

② 安全に対する意識づけ

体験活動は、主に非日常的な自然環境において行われる。日常的な危険とはかなり異なるため、危険箇所等について参加者へ指導し、安全に対する意識づけを行う。

③ 自己責任の意識づけ

自分の身の安全は自分で守る！という意識を持たせることは、子どもであっても非常に大切なことであり、参加者のレベルにあわせて意識を促す。

第3章 家業体験時における安全対策

1 農林業体験での安全対策

(1) 体験作業中の事故対策

① 農具や農機具の使用方法的指導

農林家の方々が日頃手にしている農具や農機具は、参加者にとっては初めて手にすることが多く、正しい使い方、手足の構えの説明、禁止行為の説明等を必ず行うよう、各民泊家庭へお願いする。

② 使用する農機具の制限

体験活動では、参加者に使用させる主な農具・農機具を、予め協議会事務局で把握し、それ以外の危険な道具は参加者に使用させることが無いよう留意する。

【絶対に使用させてはいけない農機具等】

刈払機・チェーンソー・薪割り機・動墳・乗用モア・トラクター・コンバイン・耕運機・バインダー等

③ 体験活動における留意事項

全ての農具や農機具は、活動前の点検、活動後の管理を行う。また、参加者は初めての経験となるため、活動時には常に側について目を離さないようにする。

2 調理体験での安全対策

(1) 食品衛生に関する事故対策

民泊では、各家庭でいっしょに料理を作るが、参加者へ「安全・安心」な宿泊を提供する観点から、食中毒と食物アレルギーへの対応策は必須条件となる。楽しい体験旅行が苦しい思い出とならないよう、適切な対処ができるよう指導する。

① 食中毒への防止対策

食中毒は、原因となる細菌やウィルスが食べ物に付着して体内に進入することによって発生するため、食中毒予防は、細菌等を食べ物に「つけない」、食べ物に付着した細菌等を「増やさない」「消滅する」を遵守する。

感染予防の基本対策は「手洗い」であり、特に、排便後や調理前には石鹸での丁寧な手洗いと十分な洗い流しを指導する。また、タオルの共有は避けるようにする。

② 食物等アレルギーへの防止対策

食物アレルギーは、ある特定の食物を食べた後に、アレルギー反応によって、皮膚の症状（皮膚のかゆみ・じんましん等）、消化器の症状（腹痛・吐き気・下痢等）、呼吸器の症状（咳・呼吸困難等）を起こす病気である。

特に、魚介類・そば・ピーナッツ等によって引き起こるアナフィラキシーショックは、成人を問わず生命に関わることから、スタッフ・関係者及び民泊家庭へ、食物アレルギーに関する基礎知識を身に付けさせる。

また、近年、犬や猫、鳥などペット類の動物性アレルギー有病者も多くなっており、これらアレルギー対策では、参加者の食物・動物性アレルギー等を情報収集し、民泊家庭への情報提供を行い、事前の対策・準備をしておく。

第4章 民泊体験に付随する危険と安全対策

1 自動車運転時等における安全対策

(1) 送迎用自動車の運転について

送迎（集合場所・体験場所等への移動）は、必ず制限速度内走行、わき見運転をしない、適確な一時停止等の道路交通法を遵守した安全運転を心掛ける。

また、シートベルトの着用を指示（後部座席含む）し、乗車定員内で走行する。

(2) 自動車保険について

送迎の際には、必ず自動車保険に加入している自動車を使用する。車検更新・保険契約切れでないことも確認する。

(3) その他留意事項

乗車定員の超過、軽トラック等の荷台へ人を乗せての走行については絶対にさせない。徒歩であっても道路では事故に遭う可能性がある事をいつも認識し、特に夜間の外出は大人2名以上で引率し、全員が反射材を着用して十分注意する。

2 個人情報の取り扱いについて

各民泊家庭には、事前に参加者個人の各種情報をリストとして配布するが、個人情報が流出しないよう民泊家庭に周知徹底を行う。なお、配布リストについては、受入れ終了後に協議会事務局で必ず回収する。

また、携帯電話番号やメールアドレス等、参加者の個人情報についても、こちらから積極的に聞くことが無いようにする。

同様に、児童生徒たちにも個人情報の取り扱いについて注意を促す。

3 火災と自然災害における安全対策

火災は人命の危機と財産の損失に繋がる大きな災害事故である。火災事故の原因は、人災によるものが多くを占めるため、日頃から、設備や施設の定期的な点検管理とメンテナンスを行う。民泊家庭での食事づくり体験の際には、手が届く範囲に消火器を準備し、必ず、参加者の傍について作業を実施する。また、火の取り扱いには十分注意を促すとともに、非常時の非難経路等を参加者に予め教えておく。

一方、いつ起きるかわからない自然災害（地震・津波等）は、日頃から意識してテレビ・ラジオ等や消防署・行政機関からの情報と指示を仰ぎ、災害時の初期対応の準備を行うよう指導する。

4 民泊家庭周辺の危険箇所について

家の敷地を含め、周辺の危険箇所を伝えておくよう心掛ける。また、危険な動植物（マムシ、ハチ、ムカデ、ウルシ、ハゼ等）を発見した場合は、近づかないこと、攻撃をしないことを併せて伝える。

1 動植物等による危険への対応

草むらや山には、クマ（熊）・イノシシ、マムシ・ヤマカガシ・ハブ等の毒ヘビ、スズメバチ・ムカデ・ダニ・セアカゴケグモ等の毒虫が潜んでいる可能性がある。

また、毒キノコ・ハゼ（櫨）・ウルシ（漆）等の植物にも注意が必要である。

《特に気をつけたい動植物》

① スズメバチ

下見の際に、巣の存在が確認できた場合には、除去を依頼したり、できない場合は、体験活動場所の変更を行う。活動中に発見した場合は、ハチを刺激しないよう直ちに巣から遠ざかるようにする。刺された場合には、ショックによる危険もあるため、至急、救急車を呼び、治療を受けさせる。

② 毒ヘビ

日本に生息する毒ヘビとしては、マムシ・ヤマカガシ・ハブがあり、茂み等を歩く時には、十分注意し、ヘビを捕まえようとしないよう指導する。咬まれた場合には、安静にさせておき、至急、救急車を呼んで病院に連れて行く。

③ 毒キノコ

毒性を持つキノコは種類も多く、また、誤った判別方法等が言い伝えられているので、専門家等の指導による以外は手を出さないようにする。

④ ウルシ（漆）

ウルシは、植物の中でも特にかぶれをおこしやすい木と言われており、何はともあれ、ウルシの木に近づかない、触らないことが一番だが、かぶれた場合は、抗ヒスタミン剤軟膏を塗って治療する。

2 体験活動場所による危険への対応

(1) 川での体験活動における危険への対応

① 体験活動範囲について

活動範囲については、十分な下見による情報、参加者の年齢や人数等を考慮して、決定する。川の水面や水中では、様々な流れが発生しており、突然深みにはまったり、流れによって川底に引き込まれたりする場合があるので、監視体制を強化し、「参加者から片時も目を離さないこと」を徹底する。

② 増水について

河川は短時間で急激に増水する危険性があり、上流の気象状況やダム放流情報等を正確に把握し、危険性を予測して行動する。

③ 必要な用具・装備等

万が一に備えて、体験活動場所には、誰にでもわかるように、浮き輪・救助ボート・レスキューロープ、ホイッスルなどを配備する。

④ 各種体験別の注意点

ア. 水泳・水遊び

指導者及びスタッフは、体験直前に水深・水温・水質等の状況を把握し、体験範囲や危険区域にロープを張る等、安全対策を講じる。

イ. カヌー・ボート・いかだ体験

指導者及びスタッフは、参加者の技術レベルに適した場所を選定し、必ず、ライフジャケット、リバーシューズ、ヘルメット等を着用させる。また、季節によっては、低体温症防止のためにウェットスーツの着用も必要である。

(2) 海での体験活動における危険への対応

① 体験活動範囲について

活動範囲については、下見だけではわからない危険箇所もあり、地元の方から聞き取るなどして決定する。予定した活動範囲を外れると危険度は一気に高まるので、活動範囲は明確に定め、指導者・スタッフ・参加者全員に伝え、確実に理解させる。

② 監視体制について

海では、突然深みにはまったり、海流・潮流・離岸流などで沖に流されたり、突然大きな波が押し寄せることがあるので、監視体制を強化し、「参加者から片時も目を離さないこと」を徹底する。

活動の内容や参加者の人数、現地の状況等により、その活動の安全確保に必要な人数が決まる。常に参加者の人数を把握できる体制が必要である。

③ 必要な用具・装備等

万が一に備えて、体験活動場所には、誰にでもわかるように、浮き輪・救助ボート・レスキューロープ、ホイッスルなどを配備する。

④ 各種体験別の注意点

ボートや釣りなど、遊泳以外の水辺での体験活動については、全員、ライフジャケットを着用することを原則とする。着用方法について正しく指導する。

⑤ 参加者側の注意点

ルールやマナーについては、遵守するよう徹底し、さらに危険箇所へ立ち入らせないよう指導する。また、参加者へ安全に対する意識が高まるよう促す。

(3) 山での体験活動における危険への対応

① 体験活動範囲について

活動範囲の下見を行い、危険箇所のチェックをしておくこと、また、道に迷わないよう地図等で確認、把握しておく。参加者の年齢にあった無理のないコースを設定する。途中で天候が悪化した場合の安全な行程や代替プログラムを用意しておく。

② 指導体制について

指導者及びスタッフは、先頭と最後尾につき、他の指導者は、参加者の中に分散して配置する。指導者及びスタッフは、気象状況を常に把握できる体制を整え、また、事故発生時の連絡体制、通信機器等の準備をしておく。

③ 必要な用具・装備等

見通しが悪くなったり、霧が出たりすると距離感や方向感覚が狂い、進路を誤る場合があるため、地図や方位磁石（コンパス）を持参する。

また、どんなに天候が良くても、雨具や防寒着、懐中電灯等は必ず持参する。

さらに、万が一のため、通信機器（携帯電話、トランシーバー、無線）、ラジオ、非常食を持参する。

④ 体験活動の注意点

- ・下り道は、怪我をしやすいので慎重に歩く。
- ・一定の間隔で休憩時間をとるようにする。
- ・熱中症や頭の怪我を防ぐため、帽子をかぶるとともに、こまめな水分補給をする。
- ・クマ、サル、ハチ、毒ヘビ、ウルシ等、危険な動植物に注意する。

(4) 屋内施設等での体験活動における危険への対応

屋内での体験活動については、食事づくり体験や各種スポーツ体験等、数多くの体験があるため、ひとつひとつの危険への対応策は明記できないが、以下の4項目については特に注意し、事故を予防する。

① 火事への対策

- ・火や油を使う食事づくり体験の際には、指導者は必ず傍について火や熱の管理を行う。また、手の届く範囲に消火器の準備をしておく。
- ・漏電や電気による火災対策は、コンセント周辺の埃の掃除・点検、タコ足配線の整理等を行う。
- ・花火を縁側や庭でする場合、民泊家庭の方が傍について火の管理を行う。また、バケツに水を入れて近くに置いておく。

② けが等への対策

- ・屋内でのけがの原因や種類は、例えば、皿洗い中・調理中・食事中・物作り中の創傷・出会い頭でぶつかったり、窓ガラスにぶつかったの創傷・転倒しての捻挫、骨折・やけど等が考えられるが、指導や注意は事前にするだけでなく、その都度伝える。
- ・雨天対応のプログラムを施設内で行う場合、刃物や道具を用いての体験では、使用している刃物や道具に気を取られがちになる。工作する竹や木々等の部材でけがをする場合もあるので気をつける。
- ・参加者（特に子どもたち）は、はしゃいだり、走ったりして指導者の注意を聞いていないことがあるため、叱ることも必要である。また、注意を促す場合は、全員を集合させて行う。

③ 防犯への対応

- ・田舎を狙った新手の窃盗団による被害が多発しており、自分の家庭は大丈夫という過信や油断は禁物である。修学旅行での受入れの場合、学校の授業の一環として、預かっていることを認識し、こまめに施錠するよう受入れ家庭及び各施設管理者へ伝える。
- ・痴漢や覗き、変質者にも注意が必要である。事前に地元警察署、交番等へ体験交流事業についての説明を行っておく。

④ 物の紛失や破損への対応

- ・受入れ前には、貴重品類や高価な調度品等、壊されては困るもの、無くなって困るものについては、別の場所へ移し、施錠するなどして管理しておく。

第6章 事業終了時の安全対策

1 体験活動終了時の安全確認

(1) 終了後の安全確認

体験活動終了時には、参加者人数の確認を必ず行う。終了時、保護者・民泊家庭等へ引き継ぐまでの間、一瞬の隙間ができる可能性があるため、スタッフは完全に引き継ぎが終わったか確認をする。

(2) 参加者の健康状態を確認

体験活動終了後に、参加者の体に異常等が発見される場合があるので、健康状態について再度確認を行う。

(3) 備品等の確認

使用した備品類を点検確認を行うのは、次回に使用する際の安全対策の第一歩となる。古くなったり、壊れたりしていないか、危険な要素は無いか等を確認する。

2 事業完了後の評価

(1) 事業に対する評価

事業が安全に終了しても、安全対策面や体験活動時等を含めて評価し、問題点があれば次に活かしていくことが大切である。危険性があったと思われる場合は、文書等に記録し、次に引き継ぐようにする。

(2) スタッフ等に対する評価

スタッフ等の体制や動きについて、安全管理面も含めて評価し、問題点があれば改善点として文書等に記録し、次に活かしていくようにする。

第7章 事故が起きたときの対応

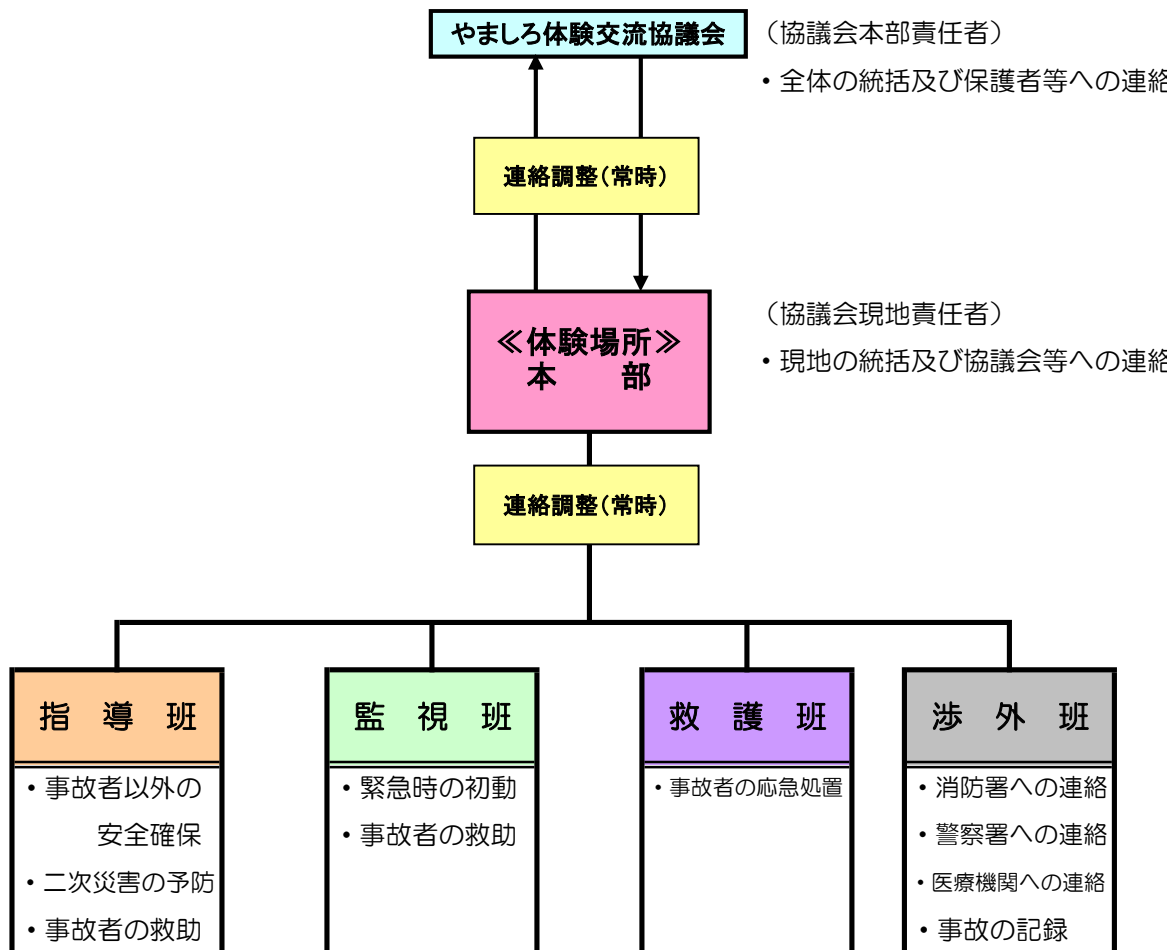
1 事故への対応

(1) 緊急対策マニュアル

① 緊急時の体制について

責任者、指導班、監視班、救護班、渉外班等の役割を決定し、緊急時に早期に対応できるよう、下記のとおり、「緊急時の安全管理体制組織」を置く。

《緊急時の安全管理体制組織図》



② 緊急時の対応について

事故が発生した場合、初動が事故者を救済できるか否かを左右する。初動の際に救助者が最も気をつけなければならないのは、二次災害を防ぐことである。






- どんな人でも目前で事故が起これば慌てるし、興奮する。その状況下では、適切な判断できず、場合によっては被害を拡大してしまう恐れがあるため、冷静になって対応するよう心がける。
- 救助にあたる場合には、意外に自分自身の安全を忘れがちであり、十分に注意をする。
- 事故が起きた場合、どうしても事故者に目を奪われがちになるが、他の参加者の安全を確保した上で救助に向かうようにする。

上記の点を踏まえて、迅速に適切な対応をとることが大切であり、そのために次頁以降「応急処置(例)及び緊急時の対応」をスタッフ・関係者全員が理解しておく。

熱中症予防対策の6カ条



熱中症は命にかかわる病気ですが、予防対策をきちんとすれば防ぐことができます。そのためのポイントが下記の6カ条。家族みんなで実践しましょう。



<p>1. 日陰を味方</p>  <p>外を歩くときは日陰を選び、直射日光を避けましょう。室内はすだれやカーテンなどで直射日光を防ぎ、風通しをよくする工夫を。</p>	<p>2. 服装に工夫</p>  <p>汗がすぐ乾くような、吸湿性と通気性に富んだ衣服で、ネクタイも外しましょう。外出の際には帽子や日傘もお忘れなく。</p>	<p>3. 水分を上手に補給</p>  <p>暑い時期には水分が失われやすいので、渴きを感じる前に早めに補給しましょう。汗をたくさんかいたときは、塩分もあわせて補給を。</p>
<p>4. 適度に汗をかく習慣</p>  <p>発汗機能が正常に働くように、日頃からウォーキングなどの運動や入浴などで汗をかく習慣を身につけておきましょう。</p>	<p>5. 体調と服薬の管理</p>  <p>1 日3食、栄養バランスのよい食事と十分な睡眠を。持病があり薬をのんでいる人は、暑い場所での活動を減らすことも大切です。</p>	<p>6. 室内の温度・湿度管理</p>  <p>クーラーは28℃くらいに設定し、ドライ機能なども上手に活用を。冷房は強すぎると外気温との差が大きくなり、出入りの際に体の負担になります。</p>

応急処置例

症状が発生した場合、すぐに事務局へ連絡してください。

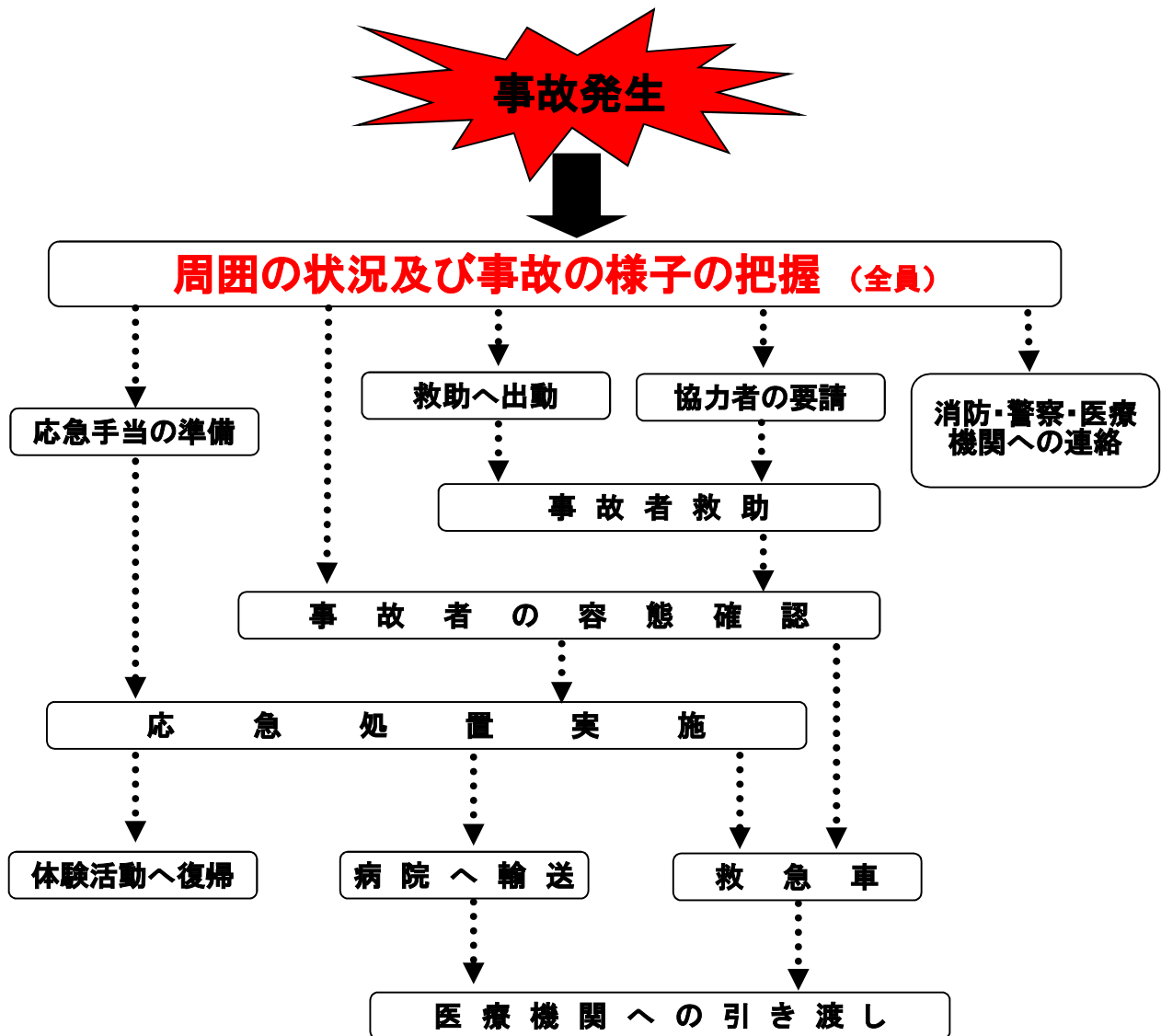
<p>1. 熱疲労（日射病・熱射病は顔色で見分ける。処置は異なるので要注意！）</p>	
<p>炎天下での農作業や海・川での体験は、つい夢中になり体温が上がり、フラフラになることがあります。このような場合は二つの異なる症状を見分ける必要があります。</p>	
<p>初期症状：●生唾が出る。●唾液がべとつく。●頭髪が熱い。●頭がふらつく、顔が紅潮するなどの症状がある場合と顔面蒼白になり、突然倒れる場合もある。</p>	
日射病	熱射病
<p>息づかいが荒くなり、高血圧となり顔面が赤くなる。</p>	<p>息づかいが弱く、冷や汗をかいて、血圧が下がるので顔色は土色から青色になる。</p>
<div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> ① 濡れタオルや水で脇、首のうしろ、足の付け根などを冷やす。 ② 団扇などで風を送り、体全体を冷やす。 ③ 意識があれば、水(冷水は×)やスポーツドリンクをたっぷり与える。 </div>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> ① 体を冷やさないようにタオルや衣服をかけて安静にさせる。 ② 足を心臓より高くする。 ③ 意識があれば弱食塩水(水1ℓに2g程度の塩)を作り、少量ずつ飲ませる </div>

応急処置例

症状が発生した場合、すぐに事務局へ連絡してください。

<p>2. 貧血・めまい</p> <p>女子の場合は生理が原因の場合もあるので、周囲に気配りを。</p> <p>症状：●顔が青い。●立っていてふらふらし始める。●手足が冷たい。</p> <p>① すぐに座らせる。 ② 衣服とベルトをゆるめる。寝かせることができない場合は、頭を低くしてうすくまらせる。 ③ 静かに寝させて、膝のしたにバックなどを入れて足を高くさせる。</p>  <p>④ 寒気を防ぐため、服やシートをかける。</p>	<p>3. 鼻血</p> <p>頭をそらしたり、首の後ろを叩かない。絶対におおむけにしない。</p> <p>症状：●鼻から血がたれる。</p> <p>① 小鼻を強くつまむ。 ② それでも止まらない場合は、鼻にティッシュなどを詰めて、再度小鼻をつまむ。 ③ 出血がひどい時には、両目の間を濡らしたタオルなどでひやす。</p> 
<p>4. 切り傷</p> <p>軽微な場合は、止血後、消毒して、防水対応のキズバンなどで処置する。</p> <p>症状：●突然うずくまる。●出血している ●患部を押さえている。●痛みを訴える。</p>  <p>① 切った道具と傷口を確認すると同時に、指先で止血しながら、患部を心臓より高くする。 ② カーゼなど清潔な布で傷口を強く押さえる。</p>	<p>5. やけど</p> <p>軽度であれば、痛みがひいてからガーゼなどを当てて包帯をする。</p> <p>症状：●赤くなり、後で水ぶくれが発生してくる。</p> <p>① できるだけ早く冷やす。 ② 痛みが取れるまで冷やす。 ③ 服の上からのやけどの場合は服を脱がさず、服の上から冷やす。</p> 
<p>6. 骨折／ねんざ</p> <p>症状：●ねんざと骨折の見分けは、明らかに折れが見えていればわかるが一般的には見分けがつきにくいので、痛みが治まらない場合は 外科医でレントゲン確認をしてもらう。</p> <p>① ねんざとわかれれば、三角巾、テーピングなどで患部を固定する。 ② 骨折の場合は、動かさないこと。</p>  <p>③ 出血がある場合は、心臓に近い部分を圧迫包帯で止血する。 ●寒気が起きるので身体を冷さないように患部以外の場所に服などをかけて暖をとってあげる。</p>	<p>7. とげが刺さった</p> <p>とげが見えにくい場合は、ルーペで拡大して抜く。</p> <p>症状：●指先やつま先などにとげが刺さった場合は、動きが止まる。●痛みや不快感を訴えてくる。</p> <p>① 一般的：小さなとげの場合は、針を焼いて消毒し、消毒液を含ませたガーゼで拭き、針でとげを引き上げる。 ② 5円玉利用：患部に五円玉の穴の部分がかかるようにし、五円玉を押さえると、とげが浮いてとげが抜けやすくなる。 ③ 抜き終わったら、患部を消毒し、キズバンを貼る。</p> 

《緊急時の対応手順》



【関係者への連絡】

緊急時に備え、体験活動場所周辺の警察や消防・医療機関の連絡先、参加者の保護者及び学校等の連絡先については把握しておく。また、誰が連絡するのかを明確にしておく。

【保険会社への連絡】

早急に連絡を入れ、保険の手続きに必要な事項で、活動場所に対応しておかなければならないことや今後進めなければならない手続き等について指示を受ける。

【マスコミへの対応】

マスコミの対応については、担当を決め、一元化を図る。事故発生時の日時、場所、人数、氏名、性別、年齢、所属（学校）、処置の内容、ケガの程度等、正確な情報収集を行う。また、情報を発信する際には、当事者はもちろん、学校、保護者、旅行会社等の意向にも配慮し、個人情報の取扱いについては注意すること。さらに、収集した情報については、時間の経過に沿って正確に記録しておき、事故報告書の作成や今後の再発防止等への対策とする。

